

関西広域連合告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、関西広域連合の公平委員会の事務を次のとおり、和歌山県に委託することについて、同法第292条において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成27年3月25日

関西広域連合長 井戸 敏三

関西広域連合と和歌山県との間の公平委員会に係る事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第2項に掲げる公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を同法第7条第4項の規定により和歌山県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行の方法については、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、これに相当する金額を乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙が協議して定める。この場合において、乙は、委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付しなければならない。

（補則）

第4条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。